

都島区民センターにおける台風時の対応について

○ 主催事業等の対応について

台風の接近に伴い、主催事業等の実施に困難が予想される場合、以下を基本として事業の開催又は中止（又は延期）の判断を行います。

| 対応時点 | 対 応 |
|-------|---|
| 午前の事業 | 当日午前 7 時の時点で大阪市域に暴風警報が発令されている場合、午前の事業を中止又は延期とする。 |
| 午後の事業 | 当日午前 11 時の時点で大阪市域に暴風警報が発令されている場合、午後の事業を中止又は延期とする。 |
| 夜間の事業 | 当日午後 4 時の時点で大阪市域に暴風警報が発令されている場合、夜間の事業を中止又は延期とする。 |

注① 風が通過して開講時間までに警報が解除になっても、それぞれ午前 7 時・午前 11 時・午後 4 時の時点で暴風警報が発令されておれば中止又は延期とします。

②中止又は延期するのは暴風警報のみで、その他の警報や注意報の場合は中止・延期をしません。

③ただし、暴風警報が発令されていなくても、台風の規模や進路、公共交通機関の状況等により中止又は延期する場合があります。この場合は、個別に対応します。

④ホールイベント等大規模かつ関係機関等との調整等を要する事業については、上記基本にとらわれず、別途決定します。

○ 貸室の対応について

警報が発令されていても、通常通りの対応（閉館しない）とします。